

議員提出議案第2号

鳥取県内の国立病院・診療所の機能強化についての意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成6年3月22日

提出者 三朝町議会議員 御 船 征 夫

賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫

賛成者 三朝町議会議員 安 井 ( 由 行 ) 員 藤 全 員

賛成者 三朝町議会議員 倉 本 良 人

賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美

賛成者 三朝町議会議員 坂 井 徹

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

鳥取県内の国立病院・診療所の機能強化についての意見書

「いつでも、どこでも、だれでも、安心して医療が受けられる」ことは、すべての国民の願いであり、憲法第25条は、「国民がひとしく健康で文化的な生活を享受する権利と国の責務」を定め、その具体化として国立病院・診療所は設置されている。

我が国は世界有数の長寿国となり、人口の高齢化の進展に伴い、国民の医療に対する不安が高まっている。

しかし、国立病院・診療所の現状は、他の公的医療機関と比較しても人員配置が少なく、医療機器等の整備も不十分でその役割が果たし切れていない。

よって三朝町議会は、「鳥取県内の国立病院・診療所の機能を強化する」ため、政府に対し緊急につきの措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 おとしよりが安心して入院できる体制を強化すること。
- 2 難病、慢性疾患など長期療養者の受け入れ体制をはかること。
- 3 緊急医療体制の確立をはかること。
- 4 医師・看護婦をはじめとする必要な医療従事者を確保すること。とりわけ看護婦の夜勤体制を複数・月8日以内とすること。
- 5 看護学校など医療従事者の養成について積極的な役割をはたすこと。
- 6 賃金職員（定員外職員）の削減、雇用中断・処遇切り下げをおこなわないこと。

人員本会員関係

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

議 員 会 議 決 案

平成6年3月22日

鳥取県議会

鳥取県三朝町議会

意見書の交付を受ける側の酒造部・酒造立国の内閣府

国のため、おとしよりの受け入れ体制を強化すること、とりわけ看護婦の夜勤体制を複数・月8日以内とすること、看護学校など医療従事者の養成について積極的な役割をはたすこと、賃金職員（定員外職員）の削減、雇用中断・処遇切り下げをおこなわないこと、

酒造部・酒造立国でするおとしよりの受け入れ体制の強化、とりわけ看護婦の夜勤体制の複数・月8日以内とすること、看護学校など医療従事者の養成について積極的な役割をはたすこと、賃金職員（定員外職員）の削減、雇用中断・処遇切り下げをおこなわないこと、